

2号業務用

契約締結前に契約の概要を記載した書面

(根拠 警備業法第19条第1項、同法施行規則第33条第2号)

株式会社シーエスアイリード 御中

2026年7月27日

京都市下京区函谷鉾町87番地
株式会社セノン大阪支社京都営業所

所長 森本 高史
TEL075(254)1151 FAX075(254)1159

検印(承認)	検印(承認)	検印(承認)
		

契約を締結しようとする本警備契約の概要は、次の表のとおりです。

1	警備業者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに代表者の氏名	株式会社セノン 代表取締役社長 澤本 泉 東京都新宿区西新宿2-1-1 TEL03-3348-7111 FAX03-3342-2015
2	警備業務を行う日及び時間帯	2026年8月6日(木) 15:00~23:00
3	警備業務を行うこととする場所	滋賀県大津市 大津港沖
4	警備業務に従事させる警備員の人数及び担当業務	40名 交通誘導・案内誘導業務
5	警備業務に従事させる警備員が有する知識及び技能	警備業法に定められた教育を受けた者
6	警備業務に従事させる警備員が用いる服装	公安委員会に届出済の弊社と弊社協力会社警備制服及び装備
7	警備業務に従事させる警備員の指揮・命令系統に関する事項	指揮・命令は委託先隊長を通じて行うものとする。 弊社協力会社3社は弊社指揮下に入り業務に従事
8	警備業務を実施するために使用する機器又は各種資機材	貴社との協議による
9	警備業務を行うこととする場所における負傷等の事故発生時の処置	緊急連絡網による。
10	報告の方法、頻度及び時期その他の警備業務の依頼者への報告に関する事項	警備報告書、適宜必要に応じて行う
11	警備業務の対価その他の当該警備業務の依頼者が支払わなければならない金銭の額	1,656,600円(消費税を含む)
12	上欄の金銭の支払の時期及び方法	当月末締め翌月末払い、当社が指定する口座へお振込み願います。 尚、振込手数料は貴社負担となります。
13	警備業務を行う期間	2026年8月6日(木)
14	警備業務の再委託に関する事項	再委託有り(弊社と弊社協力会社3社との合同警備)
15	免責に関する事項	弊社に帰すべき賠償責任の事由がない場合の損害 貴社及び貴社従業員の原因によって発生した損害 天災・地変等による災害のほか、別に契約書に定められた事項に該当する場合の損害
16	損害賠償の範囲、損害賠償額その他の賠償に関する事項	身体賠償:1事故10億円 財物賠償:1事故10億円
17	契約の更新に関する事項	貴社との協議による
18	契約の変更にに関する事項	貴社との協議による
19	契約の解除に関する事項	貴社との協議による
20	警備業務に係る苦情を受け付けるための窓口	セノン大阪支社京都営業所 TEL:075(254)-1151
21	これらのほか特約があるときはその内容	契約書に記載なき事項はその都度協議し決定する
22	依頼者への本書面の提供方法	電子メール

※ 上記は、締結しようとする契約の概要について記載した警備業法に基づき書面であり、契約は別途契約書を締結することによって成立するものとします。

上記の概要説明担当者は、株式会社セノン

担当者氏名

村上 一真

御社確認担当者は、株式会社シーエスアイリード

担当者氏名

代表取締役
大崎 和成

上記の契約の概要について確認しました。

御社確認担当者

森本 静香



2号業務用

契約締結後に契約の概要を記載した書面

(根拠 警備業法第19条第2項、同法施行規則第34条第2号)

株式会社シーエスアイリード 御中

2026年7月 日

京都市下京区函谷鉾町87番地
株式会社セノン大阪支社京都営業所
所長 森本 高史

TEL075(254)1151 FAX075(254)1159

検印(承認)	検印(承認)	検印(承認)
		

契約を締結した本警備契約の概要は、次の表のとおりです。

1	警備業者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに代表者の氏名	株式会社セノン 代表取締役社長 澤本 泉 東京都新宿区西新宿2-1-1 TEL03-3348-7111 FAX03-3342-2015
2	警備業務を行う日及び時間帯	2026年8月6日(木) 15:00~23:00
3	警備業務を行うこととする場所	滋賀県大津市 大津港沖
4	警備業務に従事させる警備員の人数及び担当業務	40名 交通誘導・案内誘導業務
5	警備業務に従事させる警備員が有する知識及び技能	警備業法に定められた教育を受けた者
6	警備業務に従事させる警備員が用いる服装	公安委員会に届出済の弊社と弊社協力会社警備制服及び装備
7	警備業務に従事させる警備員の指揮・命令系統に関する事項	指揮・命令は委託先隊長を通じて行うものとする。
8	警備業務を実施するために使用する機器又は各種資機材	弊社協力会社3社は弊社指揮下に入り業務に従事
9	警備業務を行うこととする場所における負傷等の事故発生時の処置	貴社との協議による
10	報告の方法、頻度及び時期その他の警備業務の依頼者への報告に関する事項	緊急連絡網による。
11	警備業務の対価その他の当該警備業務の依頼者が支払わなければならない金銭の額	警備報告書、適宜必要に応じて行う 1,656,600円(消費税を含む)
12	上欄の金銭の支払の時期及び方法	当月末締め翌月末払い、当社が指定する口座へお振込み願います。 尚、振込手数料は貴社負担となります。
13	警備業務を行う期間	2026年8月6日(木)
14	警備業務の再委託に関する事項	再委託有り(弊社と弊社協力会社3社との合同警備)
15	免責に関する事項	弊社に帰すべき賠償責任の事由がない場合の損害 貴社及び貴社従業員の原因によって発生した損害 天災・地変等による災害のほか、別に契約書に定められた事項に該当する場合の損害
16	損害賠償の範囲、損害賠償額その他損害賠償に関する事項	身体賠償:1事故10億円 財物賠償:1事故10億円
17	契約の更新に関する事項	貴社との協議による
18	契約の変更に関する事項	貴社との協議による
19	契約の解除に関する事項	貴社との協議による
20	警備業務に係る苦情を受け付けるための窓口	セノン大阪支社京都営業所 TEL:075(254)-1151
21	これらのほか特約があるときはその内容	契約書に記載なき事項はその都度協議し決定する
22	依頼者への本書面の提供方法	電子メール
23	契約年月日	2026年7月31日

※ 上記は、締結した契約の概要について記載した警備業法に基づき交付すべき書面であり、契約は別途契約書を締結することによって成立しているものとします。

上記の概要説明担当者は、株式会社セノン

担当者氏名

村上一真

御社確認担当者は、株式会社シーエスアイリード

担当者氏名

代表取締役
大崎和哉

上記の契約の概要について確認しました。

貴社確認担当者

森本 静香

